

新宿区教育委員会会議録

令和7年第2回定例会

令和7年2月7日

新宿区教育委員会

令和7年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和7年2月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時26分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美 規 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
文化観光課長	村 上 喜 孝	統括指導主事	池 田 知
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教育調整課 教主	古 市 将 貴	教育調整課 管 理 係	大 原 颯 人
-------------	---------	----------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 2 号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 3 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 第 4 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 第 5 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 第 6 号議案 令和 6 年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について
- 日程第 6 第 7 号議案 令和 6 年度新宿区一般会計補正予算（第 1 4 号）（案）に関する意見について
- 日程第 7 第 8 号議案 令和 7 年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について
- 日程第 8 第 9 号議案 自己情報開示決定に対する審査請求に対する決定について
- 日程第 9 第 1 0 号議案 自己情報非開示決定に対する審査請求に対する決定について
- 日程第 1 0 第 1 1 号議案 新宿区登録文化財の登録について

報告

- 1 新宿区地域文化財の認定について（文化観光課長）
- 2 令和 7 年度新宿区立幼稚園の学級編制について（学校運営課長）
- 3 令和 6 年度「図書館を使った調べる学習コンクール」・全国コンクールの実施結果について（中央図書館長）
- 4 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議は、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、的場委員にお願いいたします。

○的場委員 かしこまりました。

○教育長 本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

◎ 第 2号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第 3号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

◎ 第 4号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第 5号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第 6号議案 令和6年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

◎ 第 7号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算(第14号)（案）に関する意見について

◎ 第 8号議案 令和7年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

◎ 第 9号議案 自己情報開示決定に対する審査請求に対する決定について

◎ 第10号議案 自己情報非開示決定に対する審査請求に対する決定について

◎ 第11号議案 新宿区登録文化財の登録について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第2号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、
「日程第2 第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に

関する条例の一部改正について」、「日程第3 第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第4 第5号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第5 第6号議案 令和6年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」、「日程第6 第7号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第14号）（案）に関する意見について」、「日程第7 第8号議案 令和7年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について」、「日程第8 第9号議案 自己情報開示決定に対する審査請求に対する決定について」、「日程第9 第10号議案 自己情報非開示決定に対する審査請求に対する決定について」、「日程第10 第11号議案 新宿区登録文化財の登録について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第2号議案から日程第4 第5号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、日程第5 第6号議案について説明を受け審議を行います。

次に、日程第6 第7号議案、及び日程第7 第8号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第8 第9号議案、及び日程第9 第10号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

最後に、日程第10 第11号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第7号議案及び第8号議案は、令和7年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがあり、また、第9号議案及び第10号議案は、審議の過程において審査請求人の個人の特定につながるおそれがあるため、これらの議案を非公開による審議としたいと思っております。

第7号議案から第10号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第7号議案から第10号議案は、非公開により審議するものといたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第2号議案から第5号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第2号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

本議案の改正内容ですが、教育委員会の事務部局の職員の定数を5人増とし、136人から141人に、また教育委員会の所管に属する学校の職員の定数を4人減とし、97人から93人に変更するものです。

増減の理由ですが、まず教育委員会の事務部局の職員の増については、学校運営課における係の新設による人事定数の増と、子ども新規施策対応や次期教育ビジョン策定に伴う過員措置の増、教員の働き方改革への取組強化など、及び職員の被災地派遣に伴う過員措置などによりまして、5名の増となっています。

次に、教育委員会の所管に属する学校の職員についてですが、こちらは用務職員の退職不補充等に伴う学校用務業務の委託化によりまして4名の減となり、これによって来年度は新たに中学校2校について業務委託を行うものです。

施行期日は、令和7年4月1日となります。

次に、新旧対照表を御覧ください。

第2条で職員の定数を定めておりますが、表の中段のところで教育委員会の事務部局の職員の定数を先ほど御説明したとおり136人から141人へ、その下、教育委員会の所管に属する学校の職員の定数を97人から93人に変更しております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第2号議案の提案理由です。

教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校の職員の定数の変更内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」です。

こちらも議案概要をまず御覧ください。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、恐れ入ります。議案の新旧対照表を御覧ください。

主な改正点といたしましては、4点ございます。

まず1点目は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限について定めております第11条

におきまして、対象から、配偶者が深夜において子を養育（要介護者を介護）できる職員を除いておりましたが、これをパートナーシップ関係の相手方にも適用するものです。

2点目は、新旧対照表の2ページになりますが、育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限について定めております第11条の2につきまして、職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、現行では3歳に満たない子としていますが、これを小学校就学の始期に達するまでの子まで拡大するものです。

3点目は、特別休暇について定めております第17条におきまして、子の看護のための休暇が定められておりますが、これを子の入園・卒園式、入学式や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも、休暇を取得可能とするよう、取得事由を拡大するものです。これに伴い、休暇の名称を子の看護等のための休暇と改めます。

4点目は、介護休暇取得のための勤務環境の整備についてです。

配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等として、職員が当該状況について申し出た場合、介護両立支援制度等について個別に周知・意向確認を行うこと、職員が40歳に達した日の属する年度には、当該年度等について情報提供を行うことを第18条の3として新設します。

また、研修等の実施や相談体制の整備につきましても、第18条の4として規定を新設いたします。

施行期日は、令和7年4月1日です。ただし、附則第2項におきまして、改正後の条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求で、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものについては、施行の前日においても行うことができることを規定し、この規定は公布の日から施行いたします。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第3号議案の提案理由です。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、平成3年法律第76号の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第4号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

期末手当の不支給について規定しております第28条、及び一時差止について規定しております第29条につきまして、下線部のとおり「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行期日は、令和7年6月1日です。

なお、経過措置といたしまして、刑法等の一部を改正する法律、及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律、並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、この条例による改正後の第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすこと等を規定しております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第4号議案の提案理由です。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止となり、拘禁刑が創設されることに伴い、文言を改める必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第5号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、区の補償基礎額につきましても同様の改正を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

補償基礎額を規定しております別表につきまして、右側が現行、左側が改正後になりますが、下線部のとおり改正を行うものでございます。

まず、表中の学校医及び学校歯科医の補償基礎額につきまして、5年未満の額を7,494円から8,529円へ1,035円の増、5年以上10年未満の額を9,090円から9,909円へ819円の増、10年以上15年未満の額を1万1,703円から1万2,351円へ648円の増、15年以上20年未満の額を1万3,152円から1万3,575円へ423円の増、20年以上25年未満の額を1万5,573円から1万5,837円へ260円の増、25年以上の額を1万6,602円から1万6,866円へ264円の増額をするものでございます。

また、学校薬剤師の補償基礎額につきましても、5年未満の額を6,459円から7,164円へ

754円の増、5年以上10年未満の額を7,422円から7,932円へ510円の増、10年以上15年未満の額を9,081円から9,438円へ357円の増、15年以上20年未満の額を1万539円から1万701円へ162円の増、20年以上25年未満の額を1万1,505円から1万1,610円へ105円の増、25年以上の額を1万1,865円から1万1,970円へ105円、それぞれ増額をしております。

施行期日は令和7年4月1日です。

なお、経過措置といたしまして、改正後の別表の規定は、令和7年2月1日以後に支給すべき事由が生じた補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の補償の補償基礎額については、なお従前の例によることと、適用日からのこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の別表の規定に基づき、傷病補償年金等(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)として支払われた金額並びに休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、それぞれこれらに相当する改正後の条例の規定に基づく補償の内払とみなすことを規定しております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第5号議案の提案理由です。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(東京都条例第172号)の施行に伴い、補償基礎額の改定を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりましたので、順に質疑してまいりたいと思います。

初めに、第2号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第2号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第3号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第3号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第3号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第4号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第4号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第4号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第5号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第5号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第6号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第6号議案 令和6年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」御説明いたします。

初めに、口頭となりますが、行政評価全体の流れにつきまして御説明いたします。

新宿区では、毎年度、区の施策及び事業がその目的に即して効果的・効率的に展開され、実施されているかを客観的に評価し、その結果を区の政策形成の基礎とすることを目的に行政評価を実施しております。

その評価につきましては、行政内部で実施している内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価に分かれ、区長は内部評価と外部評価それぞれにおける意見を踏まえ、行政委員会とも意見を調整した上で、区としての総合判断を行うこととしています。

そこで、本日は教育委員会が所管する事業の総合判断について御審議をいただくものでございます。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

まず、令和6年度の対象事業につきましては、議案を1枚おめくりいただきますと、行政評価対象の一覧がございますので、そちらを御覧ください。こちらに記載の教育委員会が所管する6つの事業が今回の対象となります。

なお、時間の都合上、この後の説明につきましては、この一覧表の右から2つ目の枠の欄、取組の方向性が拡充となっております2つの事業についてのみ行い、継続となっている他の事業につきましては、説明を割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、まず、5ページをお開きください。

計画事業16番、不登校児童・生徒への支援です。

こちらでは、6ページ最後の欄になります。区の総合判断（令和7年度の取組方針）でございます。

内容としましては、既に実施しているやむを得ず登校できない児童・生徒や家庭に引きこもりがちな児童・生徒に対してのオンラインによる学習指導など、今後も1人1台に貸与したタブレット端末を活用した取組を継続していきます。

さらに、「学校と家庭の連携推進事業」については、各校に実施した配置希望調査の結果を踏まえ、希望する学校に「家庭と子供の支援員」を各校1名以上配置することで、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた学習面・生活面等の支援をさらに充実させていきます。

また、学校への支援充実のために、スクールソーシャルワーカーの増員を検討することや、不登校児童・生徒のさらなる支援拡大に向けて、東京都が推進するチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）や不登校対応巡回教員などを活用します。と、しているものでございます。

続きまして、7ページの計画事業18番。ICTを活用した教育の充実です。

こちらも8ページ最後の欄にあります区の総合判断（令和7年度の取組方針）でございます。

令和7年度より学校現場の視点を踏まえて選定した新たなタブレット端末の運用を開始し、児童・生徒がタブレット端末を日常的に活用し、主体的に学びを進め、自分に合った学び方を見つけることで、各学校における「個別最適な学び」、「協働的な学び」の一層の充実を促進するとともに、やむを得ず登校できない場合にもオンラインによる学習指導を行い、「学習機会の確保」を継続していきます。

また、令和6年度までに各学校の教室に整備したディスプレイ型電子黒板の活用を促進し、教員の授業の質や教育効果、児童・生徒の学習意欲の一層の向上を図ります。

さらに、ICT機器も含め、メディアへの長時間の接触や使用頻度については、健康への悪影響が危惧されています。引き続き、各校ではノーメディアデーの設定など、児童・生徒が適切に使用できるよう促していきます。

ICT支援員による支援については、授業でのさらなるICTの活用を促進するため、引き続き内容の充実を図り、学校の授業改善の取組を支援していきます。

令和7年度からは、これらのICT環境をより効果的に運用するため、学校内ネットワーク機器を計画的に更新します。より安定した通信環境を実現できるよう、ネットワーク環境を再構築することで、児童・生徒のICT環境の充実を図ります。と、しているものでございます。

以上が拡充事業2事業についての説明となります。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第6号議案の提案理由です。

令和6年度内部評価及び外部評価の実施結果を踏まえた、教育委員会の総合判断を行うためでございます。

議案についての説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第6号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

それでは、私から1つだけなのですが、ICTの活用の部分において、令和7年度から新たなタブレット端末の運用を開始されるということですが、小学校・中学校の先生方含めて1万5,000台相当になると思います。こちらの準備は、うまく進んでいると考えてよろしいでしょうか。

○**教育指導課長** 新タブレットの件につきましてのお尋ねでございます。

現在、2月に入りまして、学校へ順調に全児童・生徒に配付しているところです。配付する前に、しっかり設定や、セキュリティー等の準備を委託先の企業でやっており、それが整った段階で、順次配付という形で進めております。

今年度中に全児童・生徒に配付し、新年度からは新しいタブレットを使用した学習を進める状況になってございます。

○**教育長** タブレット端末は、授業の中で多く活用されていると思います。途中で空白期間が発生しないよう、準備をよろしくお願いいたします。

ほかに御質問や御意見などありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○**教育長** 特にないようですので、討論及び質疑を終了します。

第6号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第6号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

[傍聴人退席]

◎ 第11号議案 新宿区登録文化財の登録について

○教育長 それでは、第11号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第11号議案 新宿区登録文化財の登録について」御説明いたします。

お手元の議案文1枚おめくりいただきまして、新宿区登録文化財の登録についてを御覧ください。

今回は、愛染院の梵鐘と観音庵の血書経・筆塚の2件が登録の対象となっております。

なお、この議案の詳細につきましては、この後、文化観光課長から御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○文化観光課長 私から、新宿区登録文化財の登録について、候補物件の御説明をいたします。

お手元の第11号議案書の2ページ目を御覧ください。

今回の登録文化財2件についてです。

まず最初に、候補物件の内容です。

1件目は、愛染院の梵鐘です。

種別は、登録 有形文化財（工芸品）。所在地は新宿区若葉二丁目8番地3、愛染院。所有者は記載のとおりです。

物件の説明です。

宝暦10年（1760）7月、愛染院住職堯範の代に、四谷仲殿町の千葉宗寿・元昌が願主となり、神田鍋町住の鋳物師・小幡内匠が鋳造した百字真言鐘と呼ばれる銅造の梵鐘です。

総高123センチ（龍頭高31センチ、身高92センチ）、口径70センチ。龍頭は蓮華座上に火焰宝珠を置く両頭式。

乳の間には、通例の乳に代わり百字真言の梵字を鋳出した碁石状の乳を五段五列、計百個を配しています。上帯は無文、下帯は連続唐草文を鋳出します。池の間全区に銘文があり、縦帯の二条に梵字、二条に銘文があります。銘文から鋳造の由来、鋳物師名、願主などが判明します。撞座は大日如来を除く金剛界五仏の種子の梵字が四個陽鋳され、縦帯上部にも、大日如来を除く胎藏界五仏の種子の梵字が陽鋳されています。

登録理由です。

精巧に仕上げられた竜頭、全体に寸詰まった感のある鐘身等、宝暦期に鑄造された梵鐘の特徴を示しています。元禄期以降に盛行し、ほぼ100年で衰退した百字真言鐘の区内唯一の遺例であり、貴重です。

江戸時代の梵鐘は、第二次世界大戦中の金属供出により現存数が少なく、銘文により、新宿区域との関わりが深い梵鐘鑄造の歴史も判明し、史料的价值も高いものがあります。

近世仏教史及び工芸史上、重要な文化財です。

ページをおめくりいただきますと、参考に写真と所在地図を付していますので御覧ください。

次に、2件目、観音庵の血書経・筆塚です。

議案書の2、3ページ目を御覧ください。

種別は、登録有形文化財（歴史資料）。所在地は、新宿区新宿七丁目3番13号 観音庵。所有者は、記載のとおりです。

次のページをおめくりいただきまして、物件の説明です。

曹洞宗観音庵の佛山禅苗による、血書と伝えられる経典及び筆塚です。

内容は、文政13年（1830）に病氣平癒を祈念して血書した妙法蓮華経観世音菩薩普門品1巻、天保3年（1832）に天下泰平国家安穩を祈念して血書した大般若波羅蜜多経117巻と発願の書1幅、筆を埋めたと言われる筆塚1基の計4件からなります。

それぞれの詳細については、記載のとおりです。

登録理由です。

血書の大般若波羅蜜多経として現存117巻を数え、他に例を見ません。その発願の書も残っており、さらに妙法蓮華経観世音菩薩普門品を加え、一尼僧の手によるまとまった血書経として貴重です。また、これまであまり明らかでなかった江戸時代の尼僧の活動、思想の一面を見る資料としても重要です。血書の筆を埋めたとされる筆塚も、発願者である佛山禅苗の偉業を現在に伝えていて、一括して保存する必要があります。近世仏教史上、重要な文化財です。

同じようにその下に写真と翌ページに所在地図を付していますので御覧ください。

最後のところですが、決定後の取扱いになります。

本教育委員会で決定後、新宿区文化財保護条例第7条第2項の規定により告示を行います。併せて、防犯防災活用等の観点から、警察・消防等関係機関に通知を行います。

所有者には登録書を交付するとともに、文化財説明板の設置について協議をしております。情報発信については、区広報紙、ホームページ、新宿文化観光資源案内サイト「温故知しん！じゅく散歩」で紹介をしております。

説明は以上になります。

○教育調整課長 それでは、第11号議案の提案理由です。

新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第7条に基づき新宿区登録文化財に登録するためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第11号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○的場委員 御説明ありがとうございます。区内に様々な重要な文化財が増えていくことは、区民として非常にうれしく思っております。

4ページに決定後の取扱いについても記載がございますが、今回のものだけではなく、貴重な文化財について、さらに情報発信をしていただきたいと思いますと考えております。また、提案としましては、現在も行っているかと思いますが、健康部健康づくり課と連携していただきまして、ウォーキング教室「いきいきウォーク新宿」のコースの中に、どんどん新しい文化財も取り入れながら、ウォーキング教室も進めていただければと思います。

以上でございます。

○文化観光課長 委員から御指摘のように、新宿区の文化財は、やはり区民皆様の貴重な財産であるといったことを十分踏まえまして、今後とも、情報発信や他の施策の活用について、関係部局と話しながら進めていきたいと思っております。

○的場委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第11号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第11号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

- ◆ 報告1 新宿区地域文化財の認定について
- ◆ 報告2 令和7年度新宿区立幼稚園の学級編制について
- ◆ 報告3 令和6年度「図書館を使った調べる学習コンクール」・全国コンクールの実施結果について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

まず、報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 それでは、私から新宿区地域文化財の認定について御報告させていただきます。

新宿区文化財保護条例第17条第1項の規定に基づき、新宿区地域文化財を認定いたしました。お手元の報告資料1を御覧ください。

認定した地域文化財は、稲荷鬼王神社の富士塚、月見岡八幡神社の富士塚、西向天神社の富士塚の3件です。

認定日は、令和7年1月23日です。

次に、資料の2枚目を御覧ください。一覧表を付しております。

富士塚は、江戸時代から昭和の戦前期まで、主として江戸・東京周辺において、民間で流っていた富士信仰というものがございまして、富士山を模して築かれた人工の富士山となります。

1件目の稲荷鬼王神社の富士塚です。分野は歴史分野。所在地は新宿区歌舞伎町二丁目17番5号、稲荷鬼王神社、所有者は記載のとおりです。

こちらの物件は、昭和5年（1930）に築造された区内で最も新しい富士塚です。かつては、西大久保富士と呼ばれていました。当初の塚は昭和24年の道路拡幅工事のため移築され、さらに昭和43年に社務所建設のため、一合目から四合目を北側に、五合目から山頂を南側に分割して現在の形に改築されています。

2件目は、月見岡八幡神社の富士塚です。分野は歴史分野。所在地は新宿区上落合一丁目26番19号。月見岡八幡神社。所有者は記載のとおりです。

寛政年間（1789～1801）に、現在の山手通り（環状6号線）と早稲田通りが交差する上落合二丁目交差点付近に存在した古墳を富士塚に転用したのが起源とされ、かつては浅間塚と呼ばれていました。

その後、昭和2年に山手通りの整備に伴い、当時の月見岡八幡神社の境内（現在の新宿区

立八幡公園)に移築され、さらに昭和37年に落合下水処理場(現在の落合水再生センター)の建設により、神社の遷座が決まり、富士塚も現在地に移されたものです。

3件目は、西向天神社の富士塚です。分野は同じく歴史分野。所在地は新宿区新宿六丁目21番1号。西向天神社。所有者は記載のとおりです。

こちらは、天保13年(1842)に築造されたもので、関東大震災後の大正14年6月に改修・再築して現在に至っています。かつては東大久保富士と呼ばれていました。富士塚の変遷等を示す記録等は残っていないのですが、関東大震災で大きな被害を受け、その後再築に近い大規模な改修が行われたものと推定されています。

台地の斜面の地形を利用して造られており、北側に浅間神社の碑と一合目の石標があり、南に向かい、徐々に標高が増し、山頂に至ります。

ページをおめくりいただきますと、写真とそれぞれの所在図を3件載せておりますので、参考に御覧いただければと思います。

資料の1ページ目にお戻りいただきまして、認定後の取扱いです。

所有者に通知するとともに、既に告示を行っているところです。また、所有者には認定プレートを交付します。情報発信については、区広報紙、ホームページ、新宿文化観光資源案内サイト「温故知しん!じゅく散歩」で紹介をしております。

なお、区内の富士塚は現在6件ほどあるんですけれども、既に成子天神社の富士塚を区の登録文化財としているところです。

今回の3件については、移築や大規模な改修があったため、地域文化財の認定としたところです。今後、残り2件についても調査を進めていく予定です。

報告は以上です。

○教育長 文化観光課長の説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないということですので、文化財の認定もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、ここで文化観光課長には御退席をいただきます。ありがとうございました。

[文化観光課長 退席]

○教育長 引き続き、事務局から報告を受けます。報告2及び報告3について、一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○**学校運営課長** それでは、報告2の令和7年度新宿区立幼稚園の学級編制について、御報告させていただきます。

資料を御覧ください。

令和7年度区立幼稚園の学級編制は、令和7年1月15日の入園承認日とともに学級編制を固めてございます。表の下の3行目に14園の合計が記載されております。

まず、3歳児です。学級数は9学級、定員は180名、予定園児数は102名で、昨年度の入園承認日である令和6年1月15日と比較して、学級数は3学級、定員は60名、予定園児数は24名の減となっております。

牛込仲之、大久保、落合第三、落合第四及び淀橋第四の5園については、3歳児学級の入園応募者数が8名未満となり、学級編制基準に達しませんでしたので、休学級となります。

続きまして、4歳児です。4歳児は学級数12学級、定員360名、予定園児数は128名で、昨年度と比較して学級数は1学級、定員は30名、予定園児数は36名の減となっております。

学級数と定員の変動は、令和6年度に3歳児学級の休学級が2園であったことによるものです。

続きまして、5歳児です。5歳児は学級数13学級、定員390名、予定園児数は151名で、昨年度と比較して予定園児数が6名の減でございます。

最後に、合計でございます。学級数34学級、定員930名、予定園児数が381名、昨年度比で学級数4学級、定員90名、予定園児数66名の減でございます。

令和7年度新宿区立幼稚園の学級編制の報告は、以上になります。

○**中央図書館長** 報告の3でございます。令和6年度「図書館を使った調べる学習コンクール・全国コンクールの実施結果」でございます。

こちらにつきましては、令和6年度の「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」において表彰された優秀な作品を公益財団法人図書館振興財団主催の全国コンクールに出品したところ、下記のとおり受賞作品が決定したものでございます。

1番としまして、令和7年1月16日発表されました全国コンクール審査結果でございますけれども、上の行は全国コンクールの表彰状況でございます、そのうち新宿区の表彰状況でございます。

作品総数は32点、入賞が1点、優良賞が6点、奨励賞が7点、佳作が18点で、合計32点でございます。

この入賞1点につきましては、2番の全国コンクール表彰作品の推移にございますけれども、文部科学大臣賞でございました。また、令和4年、5年、6年の表彰作品の推移を記載してございますので、御覧いただければと思います。

今後の予定でございますけれども、3月8日に全国コンクールの表彰式が行われます。3月下旬に優秀作品のレプリカ集を作成し、区立学校、区立図書館に配布する予定でございます。また、委員の皆様にもお配りする予定でございます。

別紙を御覧ください。

別紙につきましては、1枚目、1、2、3、4、5と記載しておりますが、1が文部科学大臣賞の1作品でございます。続きまして、優良賞が6作品、記載のとおりでございます。その後、奨励賞、佳作と記載してございますけれども、一番最後のページを御覧いただければと思います。

こちら1番から32番まで番号振ってございますけれども、こちらの番号はあくまでも通し番号で、作品の順位とは関係ございませんので、御了承ください。

私からの報告は以上でございます。

○**教育長** 説明が終わりました。まず、報告の2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○**年綱委員** 幼稚園がこのように人数が減ってしまって、集団教育ができなくなりつつある環境の中で子どもたちが通いやすい環境を作るべきだと考えます。幼稚園を建て替えることはすごく大変なことなので、園バスなどの交通手段を使って集めてくるようになれば、少しは変わってくるのではないかなと思っているのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○**学校運営課長** 基本的に保護者の方がどういった施設を望むのかというニーズによるものと考えてございます。今、区内には未就学施設、御存じのとおり幼稚園も区立・私立あり、また保育園、子ども園も区立・私立、また認証保育所など様々ございますので、そういった未就学施設に対する保護者のニーズ、そういったものを見極めた上で考えていく必要があるものと認識してございます。

○**年綱委員** ありがとうございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

残念ながら5園で3歳児が休学級ということになりましたが、そこに応募していた方もいらっしゃると思います。その辺りの動向などあれば、教えてください。

○**学校運営課長** まず、11月の一斉申込みが終わった時点で、区民の皆様にホームページで区

立幼稚園の園児の応募状況を一覧で掲載してお知らせをさせていただいております。その時点で、既にもう3名なり4名といった応募状況の園については、保護者の方が自主的に近隣の区立幼稚園に希望を変更するという動きがございました。

その後は、学級編制基準であります本年の1月15日が近づく中で、やはり学級編制が難しい園に応募されている保護者の方に対しては、個別に現在の状況をお伝えさせていただき、このまま学級編制が成立しなかった場合の可能性についてもお知らせをさせていただいた上で、保護者の方の御要望を伺って、園の希望を変更される動きがあったところでございます。

具体的には、近隣の区立幼稚園ですとか、また区立の子ども園に行かれたり、また私立の保育園に希望されたりと、皆様それぞれ入園先を考えて移られたという経緯でございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問などありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 ほかになければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

◆ 報告4 その他

○教育長 次に、報告4のその他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とします。

ありがとうございました。

午後 3時26分閉会